

令和6年6月28日

関係者 各位

国立大学法人九州大学
理事・副学長（産学官連携担当）
福田 晋

共同研究制度の見直しと新制度導入のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、九州大学の学術研究及び産学官連携活動の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、九州大学では、企業の皆様との共同研究等をより円滑かつ発展的に推進するため、下記のとおり共同研究制度の見直しと新制度の導入を決定いたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 「組織対応型連携」制度の見直し
2. 「共同研究部門」制度の見直し
3. 「共同研究推進拠点」制度の導入
4. 「知的貢献費」の導入

(詳細は別紙のとおり)

今後とも、九州大学の学術研究及び産学官連携活動へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

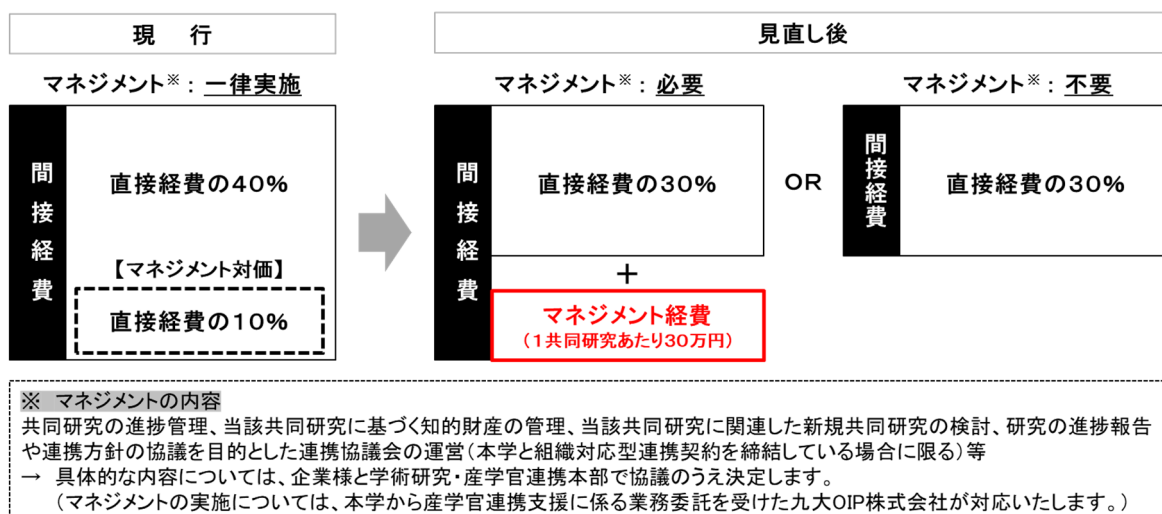
敬具

「組織対応型連携」制度の見直しについて

1. 改正内容

- (1) 組織対応型連携契約に基づく共同研究（以下、「連携研究」）に係る九州大学オープンイノベーションプラットフォーム（OIP。令和6年4月より「学術研究・産学官連携本部」）による研究コーディネート及び、研究マネジメント（以下「マネジメント」）は、「一律実施」から「選択制」へと見直しを行いました。
- (2) 上記見直しに伴い、連携研究の実施企業様にご負担いただいております「研究推進マネジメント・連携協議会経費 直接経費の10%」は廃止いたします。
- (3) 本見直し以降、マネジメントを希望する企業様は、学術研究・産学官連携本部との調整を経て、組織対応型連携契約の有無に関わらず、1共同研究あたり30万円のマネジメント経費をご負担いただきます。（マネジメントが不要の場合の間接経費は、一般の共同研究と同様の30%以上となります。）

（見直し後の組織対応型連携のイメージ）



2. 改正時期

令和6年5月1日

3. 本学Webサイト

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/about/collaboration/>

「共同研究部門」制度の見直しについて

1. 改正内容

- (1) 「組織対応型連携」制度の見直しにより、部門のマネジメント要否を選択することが可能となりました。
- (2) 設置要件の見直しを行いました。(下表)

共同研究費 (原則)	年間1,500万円^{※1}以上 【現行：設定なし】
設置期間 (原則)	2年以上5年以下 【変更なし】
構成員 (原則)	① 共同研究部門教員 ^{※2} 1人以上 + ② 九州大学の部局教員 1人以上 【現行：共同研究部門教員のみ】
間接経費	直接経費の30%以上^{※3} 【現行：直接経費の40%以上+設置経費】
スペース経費 ^{※4}	年間36,000円/㎡ 【現行：設定なし】

※1 間接経費、スペース経費を除いた金額となります。

※2 共同研究費により本学に雇用される教職員。

※3 九州大学学術研究・産学官連携本部のマネジメントを希望する場合は、間接経費30%以上に加えて、50万円のマネジメント経費を負担いただきます。

※4 学内に部門の専用スペースを確保する場合、利用面積に応じて、使用料相当額を負担いただきます。

なお、使用するスペース(学外含む。)において料金設定がある場合は、当該実費相当額を「直接経費(その他)」に計上いただきます。

2. 改正時期

令和6年5月1日

3. 本学Webサイト

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/about/joint/>

「共同研究推進拠点」制度の導入について

1. 概要

本制度は、民間機関等の研究拠点を九州大学（以下「本学」という。）に受け入れ、本学と連携して多面的な産学官連携活動を推進することによって、研究成果の産業界への活用促進及び相互の高度人材育成の充実を図ることを目的としています。

2. 特徴

共同研究部門制度は、民間機関等からの共同研究費により、特定テーマの共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置するものですが、本制度は、**特定テーマの共同研究推進と同時に双方の人材育成を図り、併せて、自社研究等の企業等活動を行うことができる新しい連携の仕組みとなります。**

実施内容	共同研究、人材育成 ^{※1} 、自社研究等 ^{※2}
共同研究費（原則）	年間2,000万円以上 ^{※3}
設置期間（原則）	3年以上10年以下
構成員（原則）	特定プロジェクト教員 ^{※4} 1人以上 ＋ 【拠点長】部局教員1人以上
間接経費	直接経費の30%以上 ^{※5}
スペース経費 ^{※6}	年間36,000円/㎡

- ※1 例えば、本学学生のインターンシップや企業人材の社会人博士受入などを通じて、双方の若手研究者が共同研究に参画する機会を創出することを想定しています。
- ※2 推進拠点の目的達成に資する活動であれば実施可能です。（本活動の実施には、共同研究費とは別に経費のご用意をお願いいたします。）
- ※3 間接経費、スペース経費を除いた額となります。
- ※4 共同研究費により本学に雇用される教職員。
- ※5 九州大学学術研究・産学官連携本部のマネジメントを希望する場合は、間接経費30%以上に加えて、50万円のマネジメント経費を負担いただきます。
- ※6 学内に推進拠点の専用スペースを確保する場合、利用面積に応じて、使用料相当額を負担いただきます。
なお、使用するスペース（学外含む。）において料金設定がある場合は、当該実費相当額を「直接経費（その他）」に計上いただきます。

3. 導入時期

令和6年7月1日

4. 本学Webサイト

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/about/jointcenter/>

「知的貢献費」の導入について

1. 概要

「知的貢献費」は、企業等の皆様との共同研究等^{※1}において、本学研究者が長年培ってきた専門知識や技術の価値^{※2}の対価としていただく、研究経費の新しい費目です。

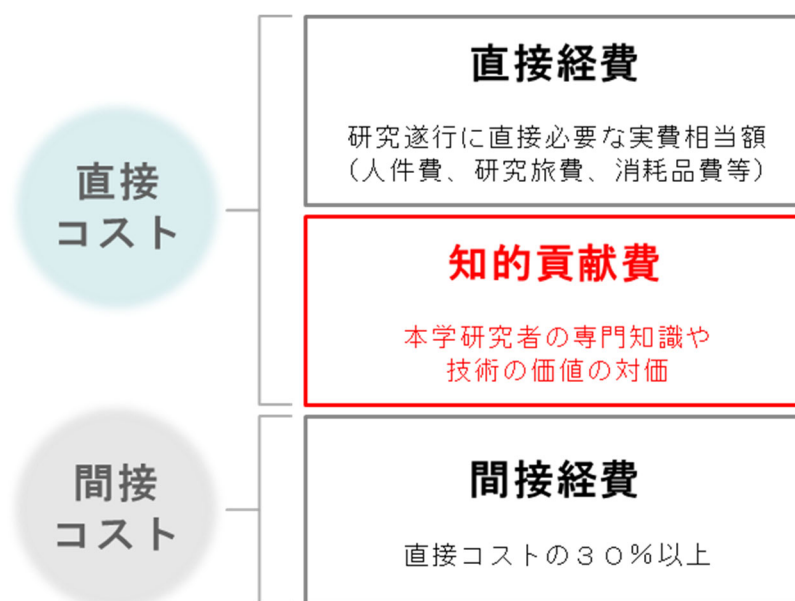
「知的貢献費」の金額は、企業等の皆様が本学との共同研究等を希望する際に、本学の研究者等との協議により決定いただきます。

お支払いいただいた「知的貢献費」は、当該研究を実施する本学の研究者等に配分され、研究室の研究環境改善や本人の処遇改善に充当^{※3}する等、幅広く活用させていただきます。

※1 共同研究、受託研究及び研究開発コンサルティング

※2 発明知的財産の価値は除きます

※3 特別試験研究費税額控除制度における試験研究に要した費用の対象外となります。



2. 導入時期

令和7年4月以降の研究期間にかかる経費

3. その他

「知的貢献費」の導入に伴い、従来の「研究担当教員充当経費」(共同研究等を実施する教員の教育・研究業務を補完する経費)は廃止いたします。

既に令和7年4月以降の研究期間にかかる経費に「研究担当教員充当経費」を計上済みの企業様におかれましては、変更契約にご協力いただきますようお願いいたします。